

令和7年 4月23日

プロポーザル型入札方式による給食業務委託業者選定について

社会福祉法人 健寿会
理事長 鮫島 隆晃

社会福祉法人健寿会における給食業務委託について、給食業務委託業者の選定を下記のとおり募集いたします。

記

1. 発注者 社会福祉法人健寿会
2. 対象事業所および住所
 - ①特別養護老人ホームなごみ荘及びなごみ荘ショートステイサービス
 - ②なごみ荘デイサービスセンター
 - ③グループホームなごみ及び小規模多機能型なごみ※③については、対応が可能な場合とする。
3. 業務名 社会福祉法人健寿会 給食業務委託
4. 契約期間 令和7年 8月1日～令和9年 7月31日（1年間）
※契約の開始時期については、適正な業務移管を最優先課題とし、双方協議のうえ決定する。
※契約期間は更新する可能性がある。
5. 選定方法 社会福祉法人においては一般競争入札が適当であるが、食品衛生法に則った食事提供の方法や利用者の趣味嗜好を考慮した献立の提供が利用者の安全・安心な生活の質を担保するものとして、価格のみで判断するのではなく、高齢者に対する食事提供の方針、献立の内容、管理体制、事業持続性、そして価格において総合的に比較検討し業者を選定する公募型プロポーザル方式とする。
6. 提案者参加資格
 - (1) 佐賀県において、介護施設や介護事業所において給食委託業務の受注・運営実績がある事
 - (2) 地方自治体施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (3) 本件公募の公告日から落札決定までの期間に京都府の「物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱」に基づく入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
 - (4) 当法人の理事長および理事もしくはこれらの者の親族（6親等以内の血族、配偶者または3親等以内の姻族）が役員に就いている業者など、当法人と特別の利害関係を有する業者でない者。

7. 実施スケジュールについて

- (1) 公示期間 令和7年4月23日(水)～令和7年5月2日(金)
- (2) 質問受付 令和7年5月5日(月)～令和7年5月7日(水)
- (3) 質問回答日 質問日から令和7年5月8日(木)までの期間で随時回答
- (4) 書類(提案書および入札見積書)提出期限
令和7年5月14日(水)午後5時00分まで
- (5) 業者プレゼンテーション開催日
令和7年5月15日(木)～21日(水)
双方協議のうえ、日時を決定する。
同時に試食を提供すること。
※場所 特別養護老人ホームなごみ荘 会議室
- (6) 審査会(健寿会給食業務委託業者選考委員会)
令和7年5月23日(金)
- (7) 審査結果通知 令和7年5月28日(水)
- (8) 契約交渉・締結日
令和7年5月30日(金)を予定

※上記日程は、当方の都合により変更する場合があります。

8. 提案書・見積書の内容及び提出方法

- (1) 提案書の内容
提案書の内容は次のとおりとする。
 - ①会社概要等
 - ②特別養護老人ホーム、通所介護等に対する食事提供についての基本方針・取組姿勢※具体的な食事提供方法等の提案資料添付
 - ③献立についての考え方
※1ヶ月分の参考献立(案)添付
 - ④利用者個別対応の取組み
※取組事例等資料添付
 - ⑤食材料調達の考え方
 - ⑥行事食についての考え方
※年間予定資料を添付
 - ⑦調理・配膳等職員についての考え方
※業務におけるタイムスケジュールや勤務シフト表を添付
 - ⑧職員の教育体制
 - ⑨衛生管理体制
 - ⑩緊急時(災害時・感染症発生時等)の対応と支援体制について
 - ⑪受託後から稼働までのスケジュールについて
 - ⑫その他特記事項について
※注意事項等、説明の必要があると認められることを記載すること。
- (2) 提出方法 当法人内 特別養護老人ホームなごみ荘事務所へ持参
- (3) 提出期限 令和7年5月14日(水)午後5時00分
- (4) 提出書類 ①提案書等 7部持参
②プロポーザル型入札見積書(下記を明示すること)

- イ) 総費用の内容を明示すること
- ロ) 一食当たりの単価（食種別）
- ハ) 一日一人当たりの単価

(5) 提出・問い合わせ先

社会福祉法人健寿会 特別養護老人ホーム なごみ荘 事務所
 〒840-0521 佐賀市富士町大字小副川562番地
 電話 0952-64-2314 FAX 0952-64-2167
 担当 畑中 伸介（事務局長）
 E-Mail : kenju@diary.ocn.ne.jp

9. 選考方法

(1) 選考方法

受託業者の選考は、社会福祉法人健寿会の役職員で構成する「給食業務委託業者選考委員会」で行う。

(2) 選考基準

提案書に基づいたプレゼンテーション及び試食会を実施し、選考委員会で定める下記「評価基準」に基づき評価点を決定のうえ、最も点数の高かった業者を契約候補とする。

統括的事項	会社概要、経営方針、取り組み姿勢等 特に労働力不足となっている環境への対応等言及すること。	10点
運営に関する提案内容	介護老人福祉施設、軽費老人ホーム、配食事業、通所介護事業それぞれに対する食事提供や食材調達についての考え方等	10点
利用者サービス	個別対応食（療養食、ソフト食、きざみ食、栄養補助食等）、行事食についての考え方	10点
人員管理・配置等	雇用形態、タイムスケジュール、勤務表等	5点
社員教育等	調理師、調理補助に対する教育方針、現場支援の方法等に対する考え方	5点
人員管理・配置等	雇用形態、タイムスケジュール、勤務表等	5点
衛生管理等	衛生管理体制や感染症予防と発生時の対応について	10点
危機管理等	災害発生時の対応や備蓄食の考え方	10点
運営実績等	現在までの介護事業所の運営実績等について	5点
試食に対する評価	実際提供する食事の質について 試食については、委員以外の職員も参加	10点
価格	見積金額 価格点 = (最安値見積金額 / 見積金額) × 20点	20点

(3) 選考結果については、異議申し立てることは認めない。

(4) 応募業者が1社のみとなった場合は、その時点で契約候補業者となるが、評価は実施する。

10. その他

- (1) 提出する提案書類等の一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出した提案書類等の内容に虚偽、その他不適切な事項が発生した場合にはすぐに提案の取消とする。
- (3) 提案時の記載事項は契約時に使用として採用する。ただし、双方誠実な協議のうえ、内容の追加、変更、削除は出来るものとする。

以上